

# みんなで取り組もう！ 「くまもとグリーン農業」

～生産宣言・応援宣言を募集します～

豊かできれいな地下水や自然環境を守る、環境にやさしい農業である「くまもとグリーン農業」を進めるため、生産者の方には「生産宣言」を、消費者や企業の方には「応援宣言」をしていただいています。県民一体となって取り組みましょう！

豊かできれいな  
地下水と自然環境を  
みんなで  
守るんだモン！

くまもとグリーン農業  
シンボルマーク

くまもとグリーン農業

# くまもとグリーン農業の生産宣言・応援宣言とは

「くまもとグリーン農業」とは、土づくりを基本に、化学合成肥料や農薬を慣行栽培より減らした、環境にやさしい農業のことです。

この取り組みを広げるために、生産者には「生産宣言」を、グリーン農業の役割を理解し、購入したり販売したりすることで応援していただける消費者には「応援宣言」をしていただく制度をつくり、県民運動として進めています。

くまもとのきれいで豊かな地下水と自然環境を守るため、生産者だけでなく消費者のみなさんにも積極的な参加をお願いしています。

## 生産宣言

(生産者) 土づくりとともに、化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らす技術に取り組みます！



農産物にくまもとグリーン農業の表示マークを表示できます。



(JA等)  
グリーン農業の拡大を目指した、生産指導や流通推進を積極的に行います。  
(畜産農家)  
土づくりに必要な、良質の有機質肥料等を提供します。

※取り組む制度により、表示マークは異なります。(右頁参照)  
※「表示マーク」と「制度記号—宣言番号」は、セットで表示してください。

豊かできれいな地下水や自然を守ることに繋がる！



くまもとグリーン農業の表示マークを目印に、農産物を買うことができます。

## 応援宣言

(消費者)  
グリーン農業農産物を選んで買って応援します！

(企業等)  
グリーン農業農産物をレストランや給食に使って応援します！



くまもとグリーン農業  
応援宣言

応援宣言者は、ポスターやチラシ、広告等に応援マークが使用できます。(農産物やその加工品には使用できません)

# 取り組み制度と表示マーク

取り組み制度	表示マーク	特徴	手続き
<p><b>有機農産物</b> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づき格付けされた有機農産物。 ※JAS法の基準に従った表示も必要です。</p>	 JAS(宣言番号)	<p>作付ほ場は他からの農薬に影響を受けないこと、化学肥料及び化学合成農薬を作付け前2年間かつ栽培期間中不使用。</p>	<p>前提として、<b>JAS有機の認定手続きが必要</b>です。 ①申出書+JAS有機認定証の写しを提出 ②宣言書交付(マーク使用可)</p>
<p><b>有作くん100</b> 熊本型特別栽培農産物「有作くん」の県認証を受けた農産物のうち、化学肥料・化学合成農薬とも栽培期間中不使用のもの。 ※別途、「有作くん認証マーク」も貼付できます。</p>	 E(宣言番号)	<p>化学肥料及び化学合成農薬を栽培期間中不使用。 総窒素施用量は慣行レベルが上限。</p>	<p>前提として、「有作くん」手続きが必要</p> <p>①「有作くん」計画承認申請時に申出書提出 ②「有作くん」農産物認証 ③認証決定後、宣言書交付 ④マーク使用可</p>
<p><b>有作くん</b> 熊本型特別栽培農産物「有作くん」の県認証を受けた農産物。 ※別途、「有作くん認証マーク」も貼付できます。</p>	 D(宣言番号)	<p>化学肥料由来窒素及び化学合成農薬を慣行レベルに対し50%以上削減。 総窒素施用量は慣行レベルが上限。</p>	<p>①「有作くん」計画承認申請時に申出書提出 ②「有作くん」農産物認証 ③認証決定後、宣言書交付 ④マーク使用可</p>
<p><b>特別栽培農産物</b> 「農林水産省が定める特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」で定義される農産物。 ※特別栽培農産物の表示も必要です。</p>	 C(宣言番号)	<p>化学肥料由来窒素及び化学合成農薬を慣行レベルに対し50%以上削減。</p>	<p>前提として、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく生産と表示が必要です。 ①申出書+ガイドライン表示の写しを提出 ②宣言書交付(マーク使用可)</p>
<p><b>エコファーマー</b> 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を熊本県知事が認定した者。</p>	 B(宣言番号)	<p>化学肥料由来窒素を通常より30%程度削減する技術の導入、かつ化学合成農薬を通常より1~3回以上削減する技術の導入。</p>	<p>前提として、<b>エコファーマー認定手続き、または更新手続きが必要</b>です。 ①申出書にエコファーマーの認定番号を記入して提出(未認定の場合は、エコファーマー申請時に申出書を提出) ②宣言書交付(マーク使用可)</p>
<p><b>環境にやさしい農業</b> 「くまもとグリーン農業」独自の取り組み制度。</p>	 A(宣言番号)	<p>土づくりに加えて、化学合成肥料もしくは化学合成農薬の使用量を低減する技術、その他環境に寄与する技術の1つ以上に取り組んでいる農業。</p>	<p>①申出書提出 ②宣言書交付(マーク使用可)</p>

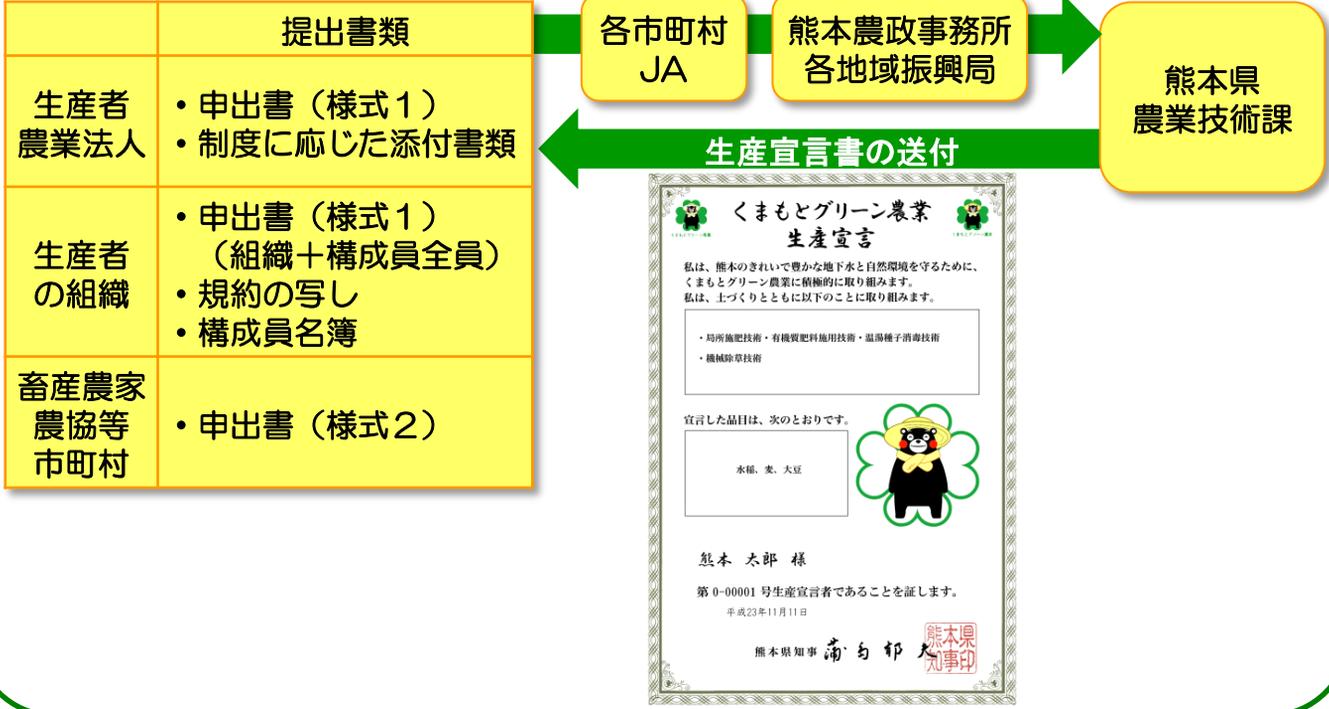
※表示マークは、原則としてカラーまたは単色で使用します。

申出書＝様式1

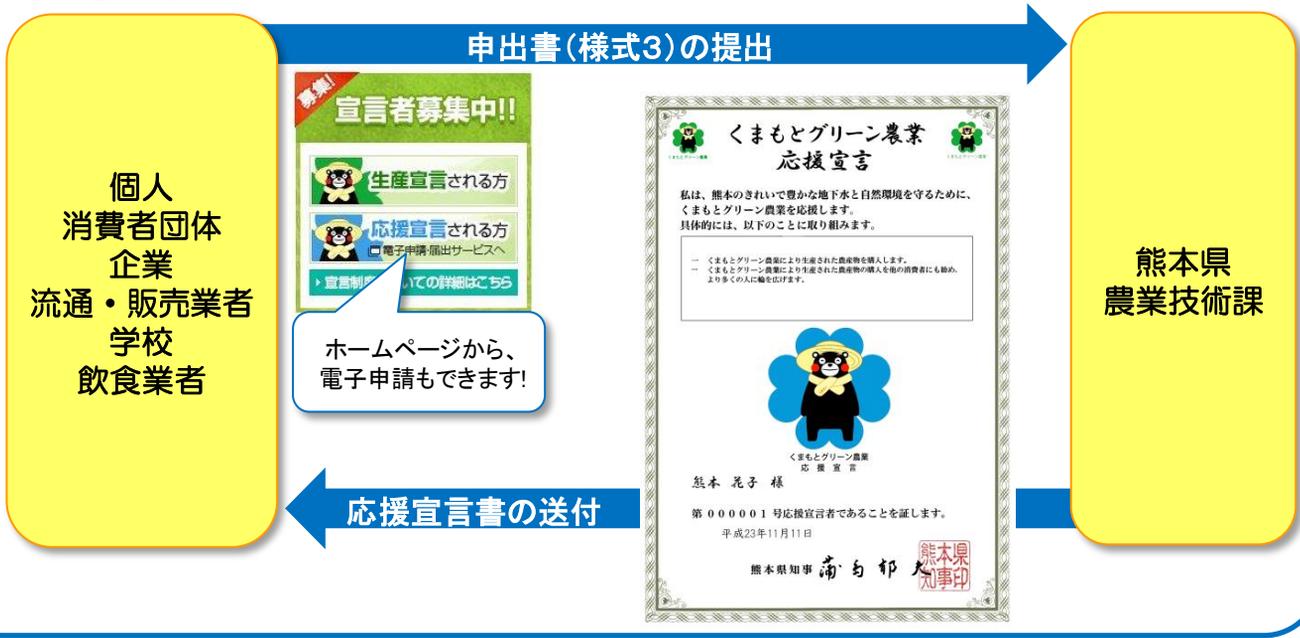
# 宣言の方法

## 生産宣言

※ 申出書は各地域で取りまとめのうえ提出



## 応援宣言



お問い合わせ先

熊本県農林水産部生産経営局農業技術課 みどりの農業推進班  
 TEL:096-333-2383 FAX:096-381-8491  
 ホームページアドレス <http://kumamoto-green.com/>  
 または、最寄りの広域本部・地域振興局にお問い合わせください。

